

地震保険料控除の新設(損害保険料控除の廃止)について

ニッセイ同和損害保険株式会社

地震災害に対する国民の自助努力による資産の保全及び地震保険の普及・促進を図ることを目的として、地震保険料控除制度が新設されることになりました。

1. 地震保険料控除の対象契約

火災保険（積立型を含みます。）に付帯される居住用家屋または生活用動産を保険の目的とする地震保険契約の保険料が控除対象となります。

（注 1）地震保険料控除制度の新設に伴い従来の損害保険料控除制度は、平成 18 年中の支払保険料適用を最後に廃止されますが、下記 2 のとおり経過措置があります。損害保険料控除制度に関しては、2 枚目をご参照ください。

（注 2）生命保険料控除の対象となる所得補償保険、医療費用保険、介護費用保険等については、今回の改定の影響はありません。

2. 制度の概要

種類	控除対象額	適用時期	経過措置
所得税	地震保険契約に係る保険料の全額 (最高 5 万円)	平成 19 年分以後の所得税について適用 <sup>1</sup>	保険期間開始日が平成 18 年 12 月 31 日以前の長期損害保険契約（保険期間 10 年以上の積立型保険契約）は、従前の損害保険料控除が適用されます。 <sup>2</sup>
住民税	地震保険契約に係る保険料の 2 分の 1 に相当する額 (最高 2 万 5 千円)	平成 20 年分以後の個人住民税について適用 <sup>1</sup>	

1：所得税・住民税いずれの場合も平成 19 年 1 月 1 日以降の支払保険料が対象になります。

2：平成 19 年 1 月以降ご契約内容を変更された場合は、経過措置対象外となる場合があります。

3. 控除の対象となる限度額

控除の種類		所得税	住民税
地震保険料控除 損害保険料控除	A．平成 19 年 1 月 1 日以降お支払いの地震保険料 <sup>1</sup>	50,000 円	25,000 円
	B．平成 18 年 12 月 31 日以前始期の保険期間 10 年以上の満期返れい金付契約	15,000 円	10,000 円
	C．A、B 両方の契約がある場合 <sup>2</sup>	50,000 円	25,000 円
一般の生命保険料控除		50,000 円	35,000 円

1：平成 18 年以前始期のご契約で保険料分割払契約や保険料口座振替方式の場合は平成 19 年以降のお支払保険料が、また長期一括払契約の場合は保険期間で除した額が地震保険料控除の対象となります。

2：A・B 両方に該当する 1 つの契約（地震保険付帯積立型火災保険契約）は、A または B いずれか一方の控除しか適用できません。

（注 1）上表に記載されている金額は、課税所得から控除される限度額であり、税額から控除される金額ではありません。

（注 2）税法上の取扱いは、平成 18 年 11 月現在のものであり、今後の税制改正によっては、変更となる場合があります。

(参考)損害保険料控除について

損害保険料控除は平成 18 年中の支払保険料適用を最後に廃止されます。

1. 損害保険料控除の対象となる保険料

次の保険料は、損害保険料控除の対象となります。

ご契約者もしくはご契約者と生計を共にする配偶者、その他の親族が所有し、常に住宅として使用されている建物ならびにそれらに収容される家財（生活用動産）に対する保険料

ご契約者もしくはご契約者と生計を共にする配偶者、その他の親族を被保険者とする傷害保険契約に係る保険料

2. 損害保険料控除の対象となる保険種目

主な保険種目としては、次のようなものがあげられます。

<火災保険> 普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険、地震保険、団地保険、住宅安心総合保険、積立生活総合保険

<傷害保険> 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立普通傷害保険、積立女性保険、年金払積立傷害保険

<その他の保険> ゴルファー保険、スキー・スケート総合保険（ともに傷害、用品の保険料が控除の対象になります。）

3. 損害保険料控除額

損害保険料控除額は、本人がその年に支払った保険料の額により、下表のように定められています。

所得税の損害保険料控除

その年中に支払った保険料の額		控除額
短期契約の場合	2,000 円以下	その金額
	2,000 円超 4,000 円以下	支払保険料 / 2 + 1,000 円
	4,000 円超	3,000 円
長期契約の場合	10,000 円以下	その金額
	10,000 円超 20,000 円以下	支払保険料 / 2 + 5,000 円
	20,000 円超	15,000 円
短期・長期の両方がある場合	と で計算した額が 15,000 円以下	その金額
	と で計算した額が 15,000 円超	15,000 円

住民税の損害保険料控除

その年中に支払った保険料の額		控除額
短期契約の場合	1,000 円以下	その金額
	1,000 円超 3,000 円以下	支払保険料 / 2 + 500 円
	3,000 円超	2,000 円
長期契約の場合	5,000 円以下	その金額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料 / 2 + 2,500 円
	15,000 円超	10,000 円
短期・長期の両方がある場合	と で計算した額が 10,000 円以下	その金額
	と で計算した額が 10,000 円超	10,000 円

(注) 上表の「長期契約」とは、保険期間が 10 年以上のもので、かつ、満期返れい金を支払うものをいい、「短期契約」とはそれ以外の契約をいいます。